

# 岐阜県公報

第二千七百二十六号  
平成二十八年二月二十六日

(金曜日)

## 目次

企業管理規程	(都市建築部水道企業課)	一一三
岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程		一一三
告示		
浄化槽法に基づく水質に関する検査の業務を行う者の指定	(廃棄物対策課)	一一三
有害興行の指定	(私学振興・青少年課)	一一四
肥料の登録	(農産園芸課)	一一四
肥料の登録の有効期間の更新	(同)	一一五
肥料の登録の失効	(同)	一一六
道路の区域変更	(道路維持課)	一一六
道路の供用開始	(同)	一一七
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防課)	一一七
保安林の指定	(郡上農林事務所)	一一八
公 示		
落札者等に関する公示	(税務課)	一一八
特定非営利活動法人の設立認証申請	(環境生活政策課)	一一九
県営土地改良事業計画の決定	(農地整備課)	一一九
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	(都市政策課)	一二九
平成二十八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施	(建築指導課)	一二三

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

## 企業管理規程

岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県企業管理規程第一号

岐阜県公営企業財務規程の一部を改正する規程

岐阜県公営企業財務規程(昭和四十六年岐阜県企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。

別記第十八号様式表面中

「**十ヶ箇**」を「**十ヶ箇**」を  
 「**十ヶ箇**」を「**十ヶ箇**」を  
 「**十ヶ箇**」を「**十ヶ箇**」を

「**十ヶ箇**」を「**十ヶ箇**」に改め、「**十ヶ箇**」を削る。

別記第三十一号様式、別記第三十一号様式の三その一及び別記第三十八号様式中「**十ヶ箇**」を削る。

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

## 告 示

岐阜県告示第八十四号

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五十七条第一項の規定により水質に関する

平成二十八年二月二十六日

る検査の業務を行う者を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 指定検査機関の名称、所在地及び代表者の氏名

一般財団法人岐阜県環境管理技術センター  
岐阜市六条大溝四丁目一三番地六号

代表理事 吉村 敏博

二 指定検査機関が検査業務を行う地域及び期間

岐阜県下全域

平成二十八年四月一日から

平成三十一年三月三十一日まで

三 検査の手数料

1 浄化槽法第七条に定める水質の検査

処理対象人員二十人槽まで

九千円

処理対象人員二十一人槽から五十人槽まで

一万千五百円

処理対象人員五十一人槽から百人槽まで

一万二千五百円

処理対象人員百一人槽から三百人槽まで

一万四千五百円

処理対象人員三百一人槽から五百人槽まで

一万六千五百円

処理対象人員五百一人槽以上

三万四千五百円

2 浄化槽法第十一条に定める水質の検査

処理対象人員二十人槽まで

四千五百円

処理対象人員二十一人槽から五十人槽まで

七千円

処理対象人員五十一人槽から百人槽まで

八千円

処理対象人員百一人槽から三百人槽まで

一万円

処理対象人員三百一人槽から五百人槽まで

一万二千円

処理対象人員五百一人槽以上

三万円

四 指定をした年月日

平成二十八年二月十七日

五 検査業務の開始予定年月日

平成二十八年四月一日

岐阜県告示第八十五号

岐阜県青少年健全育成条例（昭和三十五年岐阜県条例第三十七号）第十条第一項の規定により次のものを有書興行として指定した。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定興行

種別	題名	著者	配給会社名
映画	診療室でFUCK！ 姉妹看護師		新東宝映画
映画	熱キヤル 白書 極楽仁王勃ち！		オーピー映画
映画	裸の囃子 いきり立つ欲望		オーピー映画
映画	女教師の秘密 縛ってあげる...		オーピー映画
映画	純情麗らし、愛情華らし		オーピー映画
陶酔映画	白濁に濡れる素肌		オーピー映画
映画	ヘイトフル・エイト (原題) THE HATEFUL EIGHT		キヤカ (アメリカ)
映画	LOVE [3D] (原題) LOVE		エヌエフ・グループ (フランス、ベルギー)

2 指定年月日

平成28年2月26日

3 指定理由

著しく性的感情を刺激し、又は著しく残忍性を助長するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第八十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百一十七号）第七条第一項の規定により、次の肥料

を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
岐阜県第 九〇七号	消石灰	六五消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当な し	アイアグリ株式会社 茨城県土浦市北神立 町二番地一一
岐阜県第 九〇八号	消石灰	七二顆粒消 石灰	アルカリ分 七二・〇	同	同
岐阜県第 九〇九号	炭酸カルシ ウム肥料	炭酸苦土石 灰一六	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦 土 一一・〇	公定規 格のと おり	同
岐阜県第 九一〇号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状炭酸苦 土石灰一六	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一六・〇 内く溶性苦 土 一一・〇	同	同

岐阜県告示第八十七号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
岐阜県第 五一一号	生石灰	八五生石灰	アルカリ分 八五・〇	該当な し	近藤石灰工業株式会 社 大垣市赤坂町三一六 九番地
岐阜県第 六〇五号	炭酸カルシ ウム肥料	一五炭酸苦 土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定規 格のと おり	清水工業株式会社 大垣市赤坂東町二番 地の一
岐阜県第 六五一号	生石灰	九五生石灰	アルカリ分 九五・〇	該当な し	マルアイ石灰工業株 式会社 大垣市赤坂町三三五 一番地
岐阜県第 七一四号	炭酸カルシ ウム肥料	くみあい粒 状高苦土炭 酸石灰	アルカリ分 六五・〇 可溶性苦土 三〇・〇	公定規 格のと おり	河合石灰工業株式会 社 大垣市赤坂町二〇九 三番地
岐阜県第 七三一号	炭酸カルシ ウム肥料	くみあい苦 土カル四一 号	アルカリ分 五六・〇 可溶性苦土 八・〇	同	上田石灰製造株式会 社 大垣市赤坂町三七五 一番地
岐阜県第 七三二号	炭酸カルシ ウム肥料	くみあい粒 状苦土カル 四一号	アルカリ分 五六・〇 可溶性苦土 八・〇	同	同
岐阜県第 七七三号	消石灰	七〇消石灰 肥料	アルカリ分 七〇・〇	該当な し	赤坂興産株式会社 大垣市見取町四丁目 四九番地の五
岐阜県第 七七四号	消石灰	高苦土消石 灰肥料	アルカリ分 七三・〇 可溶性苦土 二〇・〇	同	同

岐阜県第 七五号	消石灰	七二顆粒消 石灰肥料	アルカリ分 七二・〇	同	同	同
岐阜県第 八一四号	炭酸カルシ ウム肥料	一〇炭酸苦 土石灰	アルカリ分 五〇・〇 可溶性苦土 一〇・〇	公定規 格のと おり	清水工業株式会 社 大垣市赤坂東町二番 地の一	同
岐阜県第 八一五号	消石灰	六五消石灰	アルカリ分 六五・〇	該当な し	シーシーエフジャバ ン有限公司 愛知県岡崎市市場町 字東町一三番地	同
岐阜県第 八一六号	消石灰	七二顆粒消 石灰	アルカリ分 七二・〇	同	同	同
岐阜県第 八一七号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状苦土カ ル	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一五・〇	公定規 格のと おり	有限会社クラウンパ ル 津津市南濃町津屋二 八二三番地一六九	同
岐阜県第 八一八号	炭酸カルシ ウム肥料	細粒苦土カ ル	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一四・〇	同	同	同
岐阜県第 八一九号	炭酸カルシ ウム肥料	一五炭酸苦 土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	シーシーエフジャバ ン有限公司 愛知県岡崎市市場町 字東町一三番地	同
岐阜県第 八二〇号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状一五炭 酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	同	同
岐阜県第 八五六号	炭酸カルシ ウム肥料	粉状苦土カ ル	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一五・〇	同	有限会社クラウンパ ル 津津市南濃町津屋二 八二三番地一六九	同

岐阜県告示第八十八号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次の肥料の登録が失効したため、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の 規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
岐阜県第 七三〇号	炭酸カルシ ウム肥料	炭酸苦土石 灰四一號	アルカリ分 五六・〇 可溶性苦土 八・〇	公定規 格のと おり	白石カルシウム株式 会社 大阪府大阪市北区同 心二丁目一〇番五号
岐阜県第 七三三号	炭酸カルシ ウム肥料	粒状炭酸苦 土石灰四一 号	アルカリ分 五六・〇 可溶性苦土 八・〇	同	同

岐阜県告示第八十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月二十六日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

道路 の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後 員 （メー ト）	延 長 （メー ト）	備 考



次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）

不破郡関ケ原町大字今須

字天神前	四〇七一番一	一号
字天神森上	三六〇番一	二号
字下西谷	三六五九番一	三号、四号及び五号
	三六五八番	六号、七号及び八号
字西谷	八〇四番	九号
	七九三番	十号
	七八六番	十一号
	七八七番一	十二号
字天神前道東	八一九番一	十三号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県大垣土木事務所及び関ケ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所
  - 郡上市八幡町五丁目ヨベイ会津八六、八七の一、八八から九〇まで、九一の一、九三の一、字堂子平一六二の一、一六二の二、一六三の一、一六三の二
- 二 指定の目的
  - 落石の危険の防止
- 三 指定施業要件
  - (一) 立木の伐採の方法
    - 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (二) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県郡上農林事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 税務事務情報管理システム機器等の貸借及び保守業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第10条第1項第2号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 平成27年12月25日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 愛知県名古屋市長区東桜一丁目1番10号  
NTTフアイナンス株式会社東海支店  
支店長 佐藤 幸雅
- 6 契約金額 47,415,424円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称 岐阜県総務部税務課
  - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十八年一月二十九日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人国際人道支援センター
- 三 代表者 の 氏 名 岩田 楊子
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県羽島市足近町市場二二五七番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地震や風水害等により被害を受けた災害弱者や日々の生活が儘ならない生活困窮者に対して、支援物資や就労に必要な技術取得訓練等の情報を提供することにより、こうした方々が心豊かな社会生活を営むことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
郡上北東部地区	郡 上 市 役 所	平成二八・二二・二六から 同 三・二八まで

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土

調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称 多治見市
- 二 調査を行った地域 岐阜県多治見市星ヶ台の全部（多治見二二（一））
- 三 調査を行った期間 平成十七年度から平成二十七年度まで
- 四 地図及び簿冊の名称 岐阜県多治見市（星ヶ台の全部）の地籍図  
岐阜県多治見市（星ヶ台の全部）の地籍簿
- 五 認証年月日 平成二十八年二月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 調査を行った者の名称 中津川市
- 二 調査を行った地域 岐阜県中津川市大字付知町の一部（屋敷垣戸、橋詰）
- 三 調査を行った期間 平成二十四年度から平成二十六年まで
- 四 地図及び簿冊の名称

五 調査を行った者の名称  
 岐阜県中津川市（大字付知町の一部）の地籍図  
 岐阜県中津川市（大字付知町の一部）の地籍簿  
 認証年月日  
 平成二十八年二月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。  
 平成二十八年二月二十六日  
 岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
 中津川市

二 調査を行った地域  
 岐阜県中津川市大字加子母の一部（北桑原）（一）

三 調査を行った期間  
 平成二十三年度から平成二十六年年度まで

四 地図及び簿冊の名称  
 岐阜県中津川市（大字加子母の一部）の地籍図  
 岐阜県中津川市（大字加子母の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
 平成二十八年二月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。  
 平成二十八年二月二十六日  
 岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域  
 岐阜県中津川市大字落合の一部（与坂）

三 調査を行った期間  
 平成十六年度から平成十九年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（大字落合の一部）の地籍図  
 岐阜県中津川市（大字落合の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
 平成二十八年二月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。  
 平成二十八年二月二十六日  
 岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称  
 中津川市

二 調査を行った地域  
 岐阜県中津川市大字駒場の一部（松源寺）

三 調査を行った期間  
 平成十八年度から平成十九年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（大字駒場の一部）の地籍図  
 岐阜県中津川市（大字駒場の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
 平成二十八年二月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市大字坂下の一部（高辺）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十二年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（大字坂下の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（大字坂下の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年二月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

中津川市

二 調査を行った地域

岐阜県中津川市大字坂下の一部（握）

三 調査を行った期間

平成二十年度から平成二十一年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県中津川市（大字坂下の一部）の地籍図

岐阜県中津川市（大字坂下の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年二月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市串原の一部（第三区）

三 調査を行った期間

平成十六年度から平成二十六年まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市（串原の一部）の地籍図

岐阜県恵那市（串原の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年二月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

恵那市

二 調査を行った地域

岐阜県恵那市明智町大田の一部(大田2)

三 調査を行った期間

平成二十三年度から平成二十六年まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県恵那市(明智町大田の一部)の地籍図

岐阜県恵那市(明智町大田の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年二月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

下呂市

二 調査を行った地域

岐阜県下呂市馬瀬川上の一部(川上)

三 調査を行った期間

平成十五年度から平成二十七年まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県下呂市(馬瀬川上の一部)の地籍図

岐阜県下呂市(馬瀬川上の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年二月二十六日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

加茂郡東白川村

二 調査を行った地域

岐阜県加茂郡東白川村大字神土の一部(上親田)

三 調査を行った期間

平成二十五年から平成二十六年まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県加茂郡東白川村(大字神土の一部)の地籍図

岐阜県加茂郡東白川村(大字神土の一部)の地籍簿

五 認証年月日

平成二十八年二月二十六日

平成二十八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十八年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県建築士法施行細則(昭和二十五年岐阜県規則第五十七号)第十二条の規定により公示します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定により、岐阜県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成二十八年二月二十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 期日及び時間

1 二級建築士試験

## 学科の試験

平成二十八年七月三日(日) 午前十時から午後五時十分まで  
設計製図の試験

2 木造建築士試験  
平成二十八年九月十一日(日) 午前十一時から午後四時まで

## 学科の試験

平成二十八年七月二十四日(日) 午前十時から午後五時十分まで  
設計製図の試験

平成二十八年十月九日(日) 午前十一時から午後四時まで

## 二 試験地

1 二級建築士試験

## 学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

## 設計製図の試験

可児市虹ヶ丘四丁目三番三号 名城大学都市情報学部(可児キャンパス)

2 木造建築士試験

## 学科の試験

可児市虹ヶ丘四丁目三番三号 名城大学都市情報学部(可児キャンパス)

## 設計製図の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

## 三 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができます。

(1) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

(2) 離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者のうち、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

(一) 受験申込受付期間

平成二十八年三月十四日(月) から同月二十九日(火) まで

(二) 受験申込方法及び郵送先

次の宛先(締切日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送してください。

〒一〇二〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三 六紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

2 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

平成二十八年三月二十二日(火) から同月二十九日(火) まで

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaiec.or.jp/>) において、必要な事項を入力して申し込んでください。

3 受付場所による受験申込み

(一) 受験申込受付期間、受付時間及び受付場所

平成二十八年四月七日(木) から同月十一日(月) まで

午前十時から午後五時まで

岐阜市藪田南五丁目一四番五三号 ふれあい福寿会館

(二) 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、三の3の(一)の受付場所に申込者本人が直接提出してください。

四 学科試験の免除

平成二十六年又は平成二十七年に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験において学科の試験に合格した者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科の試験を免除します。

五 合格者の発表

平成二十八年十二月一日(木) の予定

なお、学科の試験の結果については、二級建築士は平成二十八年八月二十三日(火)に、木造建築士は同年九月六日(火) に発表の予定

## 六 その他

- 1 設計製図の試験の課題は、平成二十八年六月八日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部及び公益社団法人岐阜県建築士会の事務所に掲示するとともに、学科の試験の試験場に掲示します。
- 2 受験に際し、身体に障害があるため何らかの措置を希望する者は、受験申込時にその旨を申し出たうえで、受付期間内に公益財団法人建築技術教育普及センター本部（業務第一課）（電話番号〇三三 六二六一 三三三〇）にご連絡ください。
- 3 この試験の詳しい内容については、公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部（電話番号〇五二 二六一 六八一六）又は公益社団法人岐阜県建築士会（電話番号〇五八 二二五 九三六一）にお問い合わせください。

平成二十八年二月二十六日発行

発行者  
発行所岐阜市数田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社